

フォークリフト安全対策説明会

労働災害発生状況及びフォークリフトに関する法規制

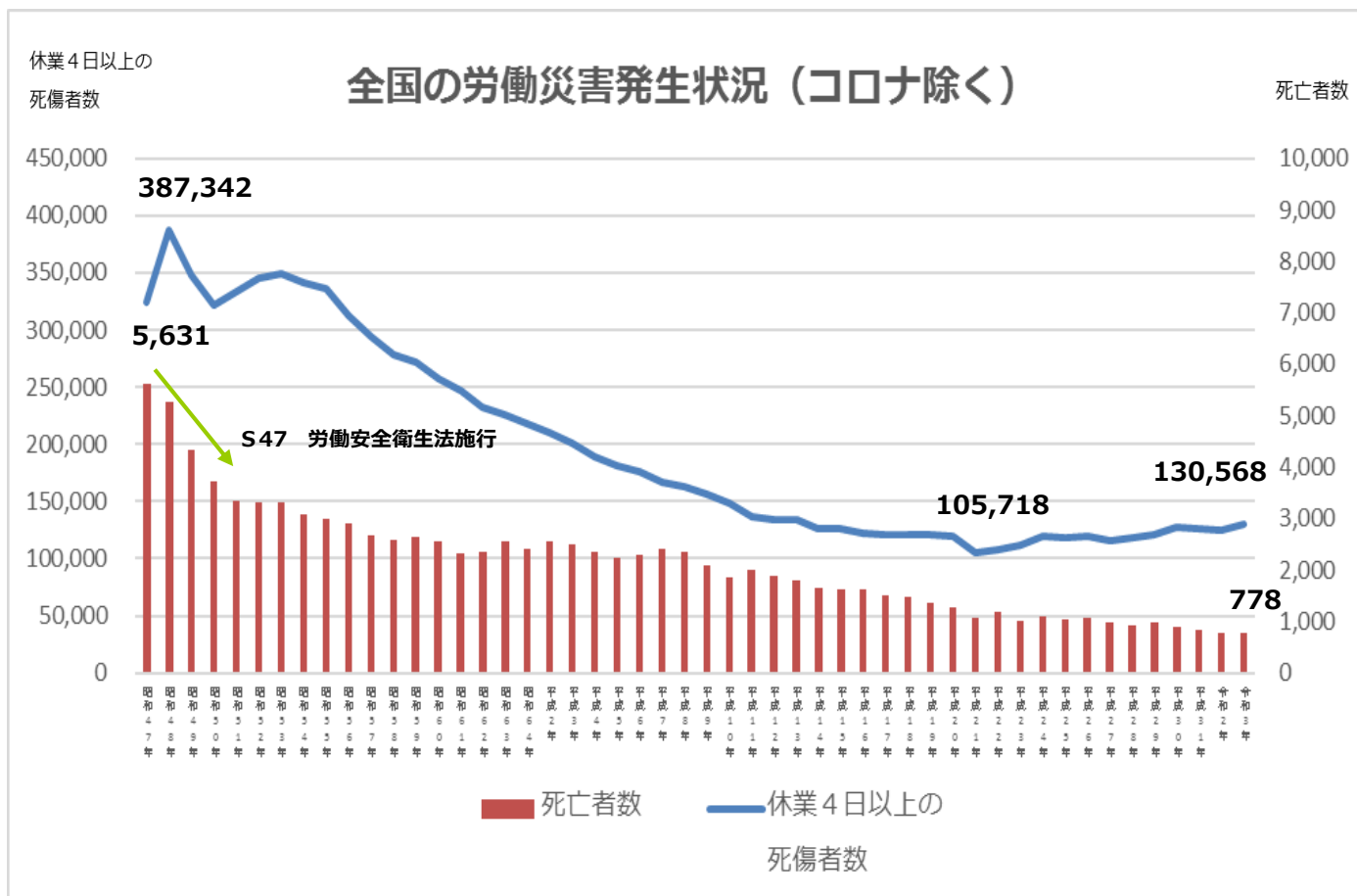
滋賀労働局 彦根労働基準監督署

◆ 労働災害発生状況

全国の労働災害発生件数の推移

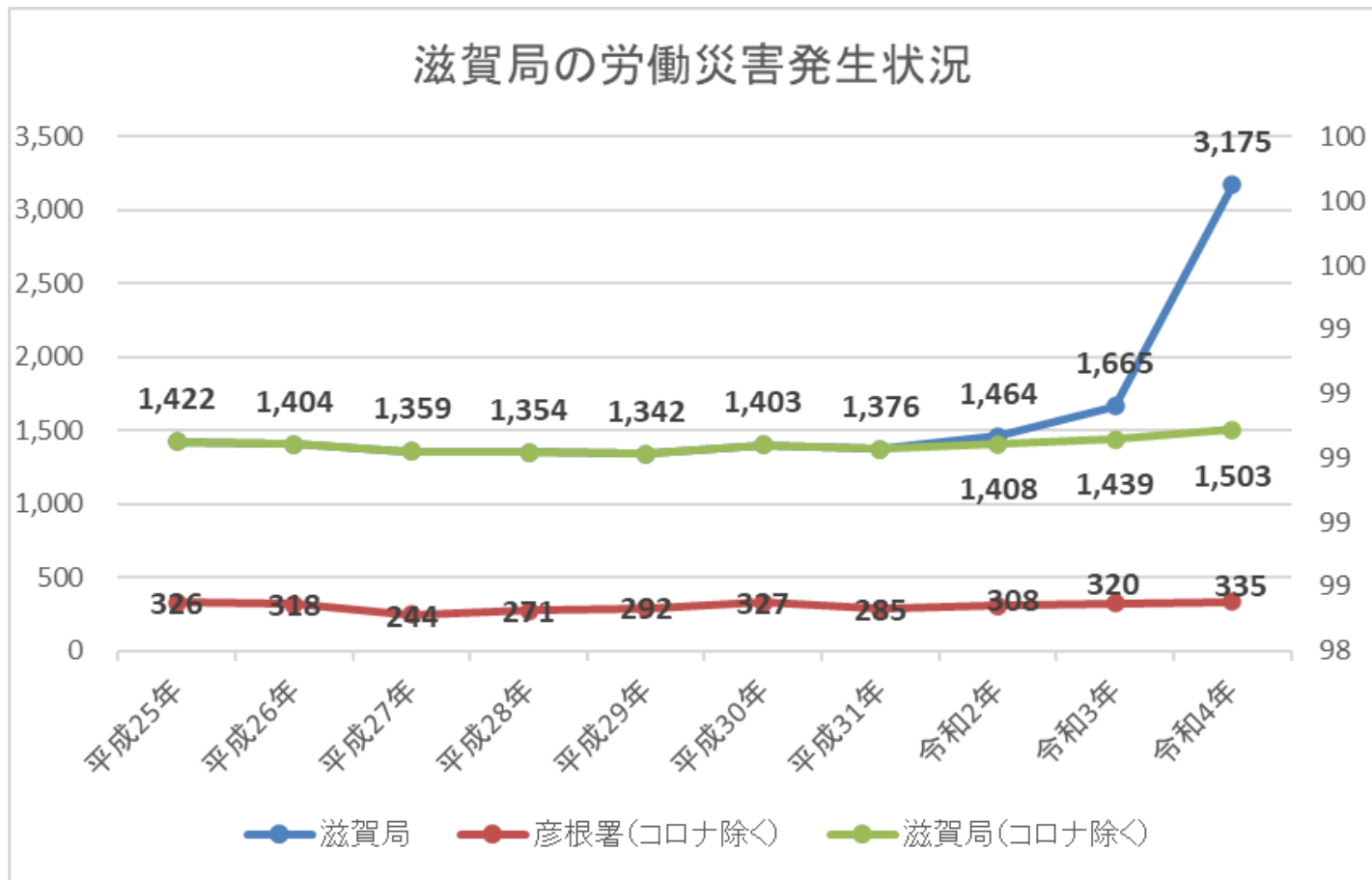
労働災害発生件数（休業4日以上之死傷者数）は、ピークとなった昭和48年の**387,342件**から長期的には減少傾向をたどっているが、近年は**増加傾向**をたどっています。

死亡災害は若干の増減は繰り返しているが、長期的に**減少傾向**をたどっています。



滋賀局の労働災害発生件数の推移

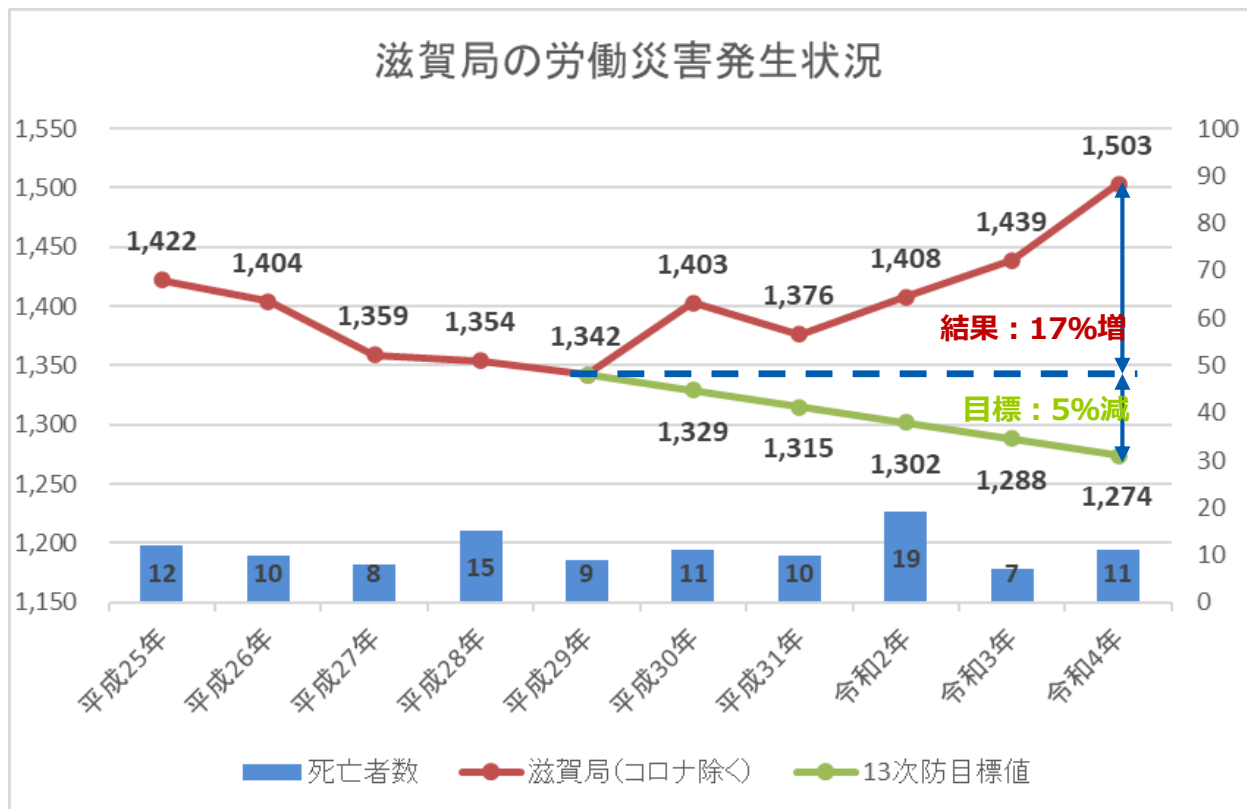
滋賀局及び彦根労働基準監督署においても全国統計と同様に、近年、労働災害が**増加傾向**にあります。



第13次労働災害防止推進計画について

第13次労働災害防止推進計画においては、労働災害発生件数を平成29年の件数である1,342件と比較して**5%減**となる**1,274件**を目標としていたが、結果は**17%の増加**となりました。

また、死亡災害件数0人を目標としていたが、令和4年は11人の方が労働災害により亡くなりました。



労働災害防止計画

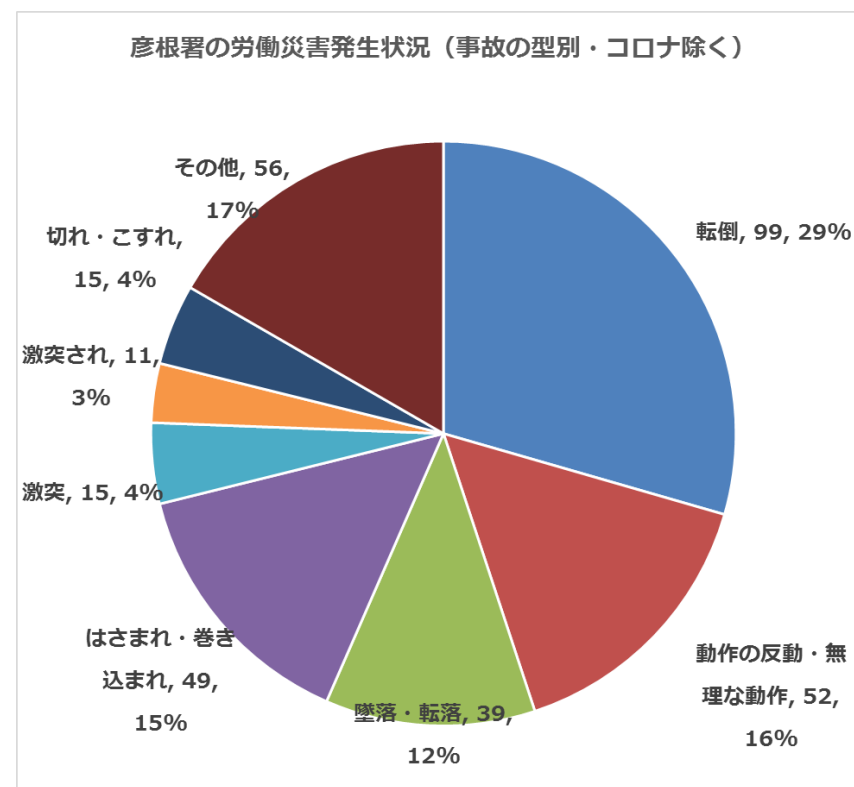
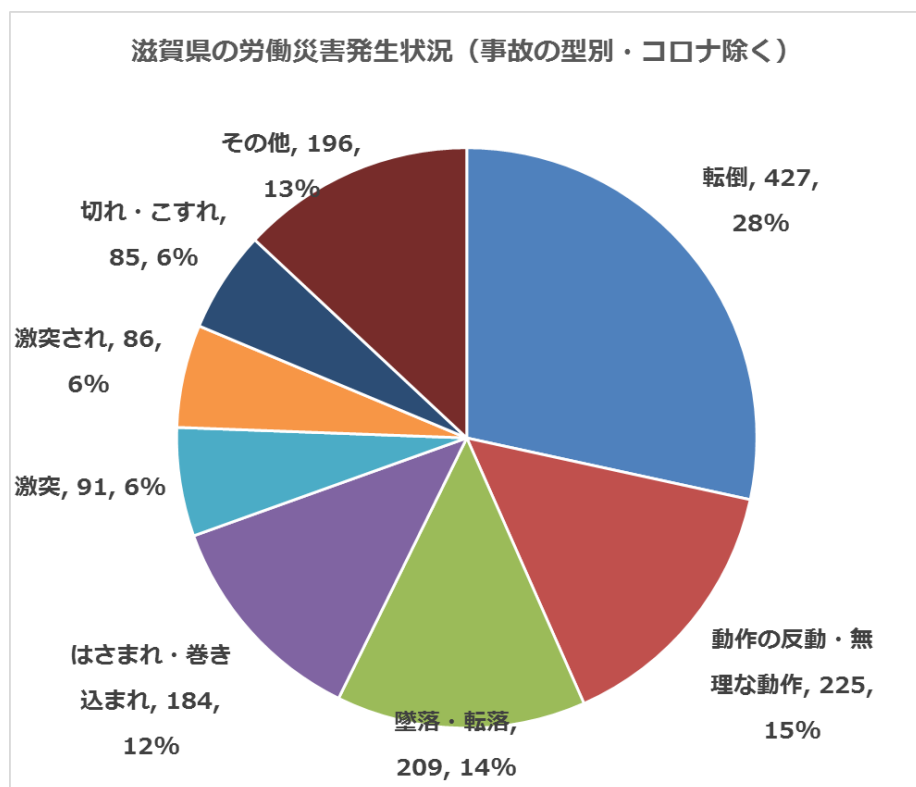
1958年（昭和33年）以降続く労働災害防止計画。

5か年に渡る中期計画となっており、第13次労働災害防止推進計画は、平成30年から令和4年度の5か年で計画。

事故の型別労働災害発生件数（令和4年）

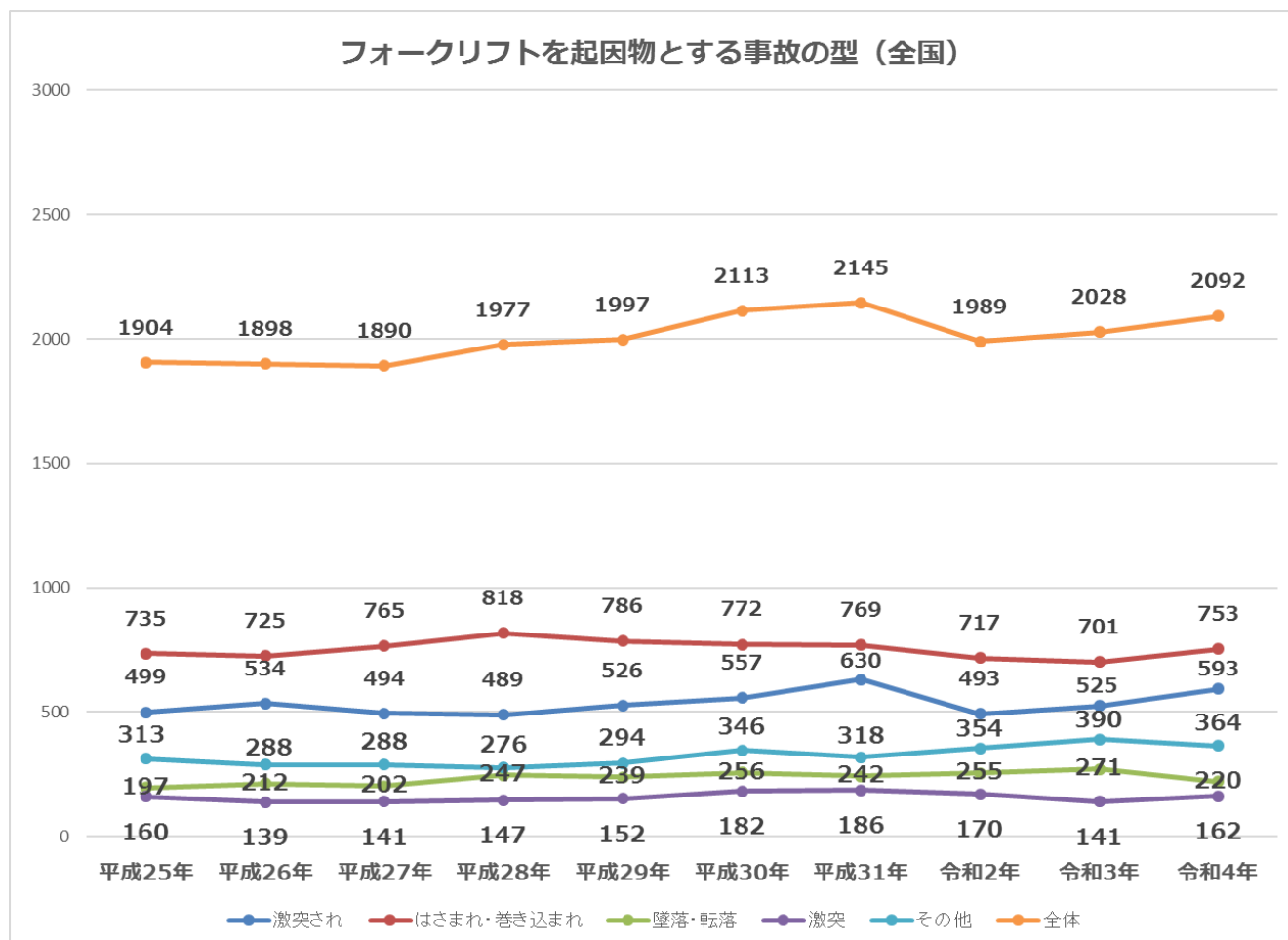
滋賀局における令和4年の事故の型別労働災害発生件数の割合は、「転倒」が最も高く、次いで「動作の反動・無理な動作」となっています。

製造業の典型的な災害である「はさまれ・巻き込まれ」は**滋賀局12%**、**彦根署15%**となっています。



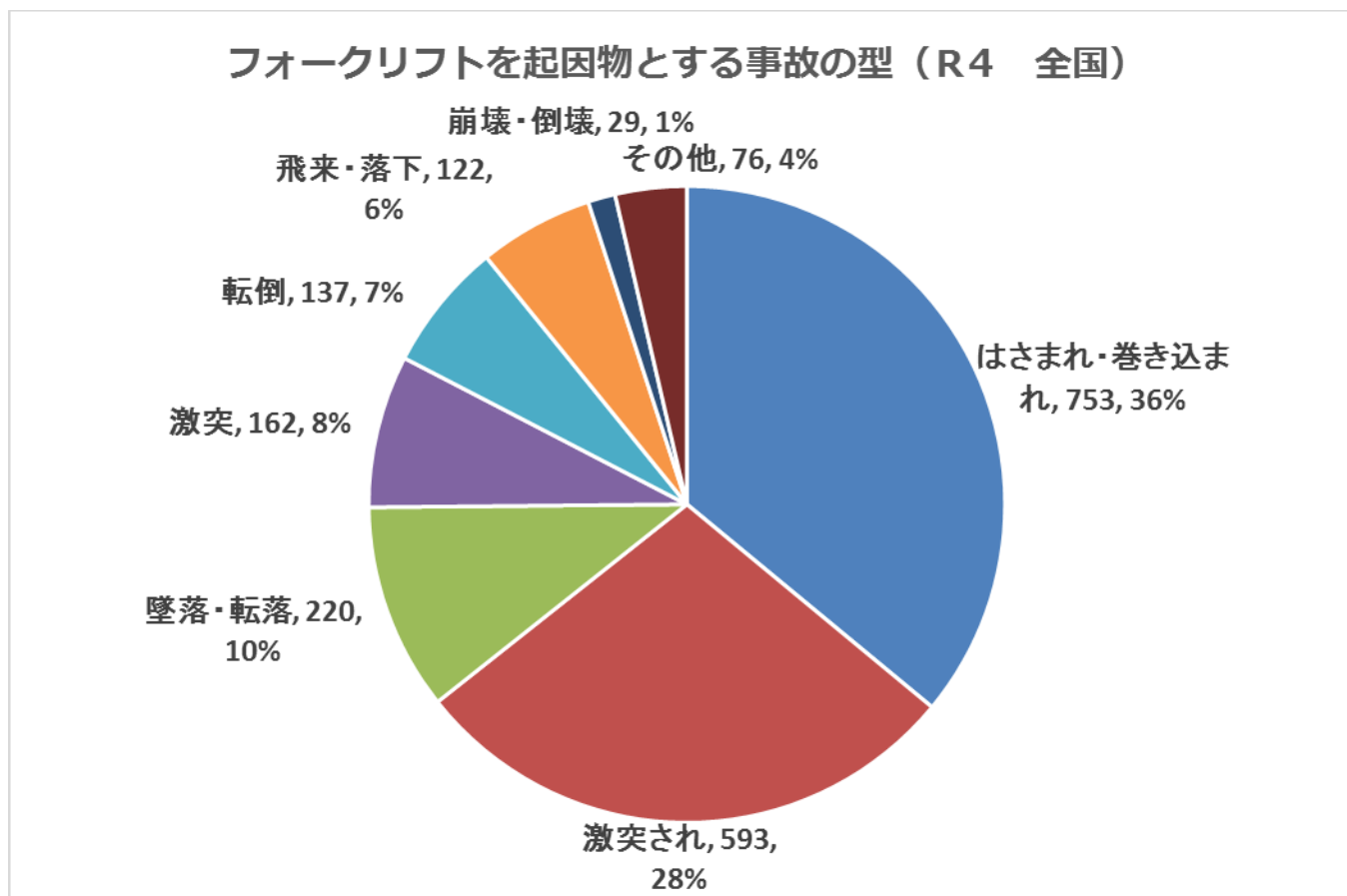
事故の型別労働災害発生件数（令和4年）

全国におけるフォークリフトを起因物とする労働災害は、**毎年2,000件程度**で推移しています。事故の型としては、毎年「はさまれ・巻き込まれ」が最も多い割合となっています。



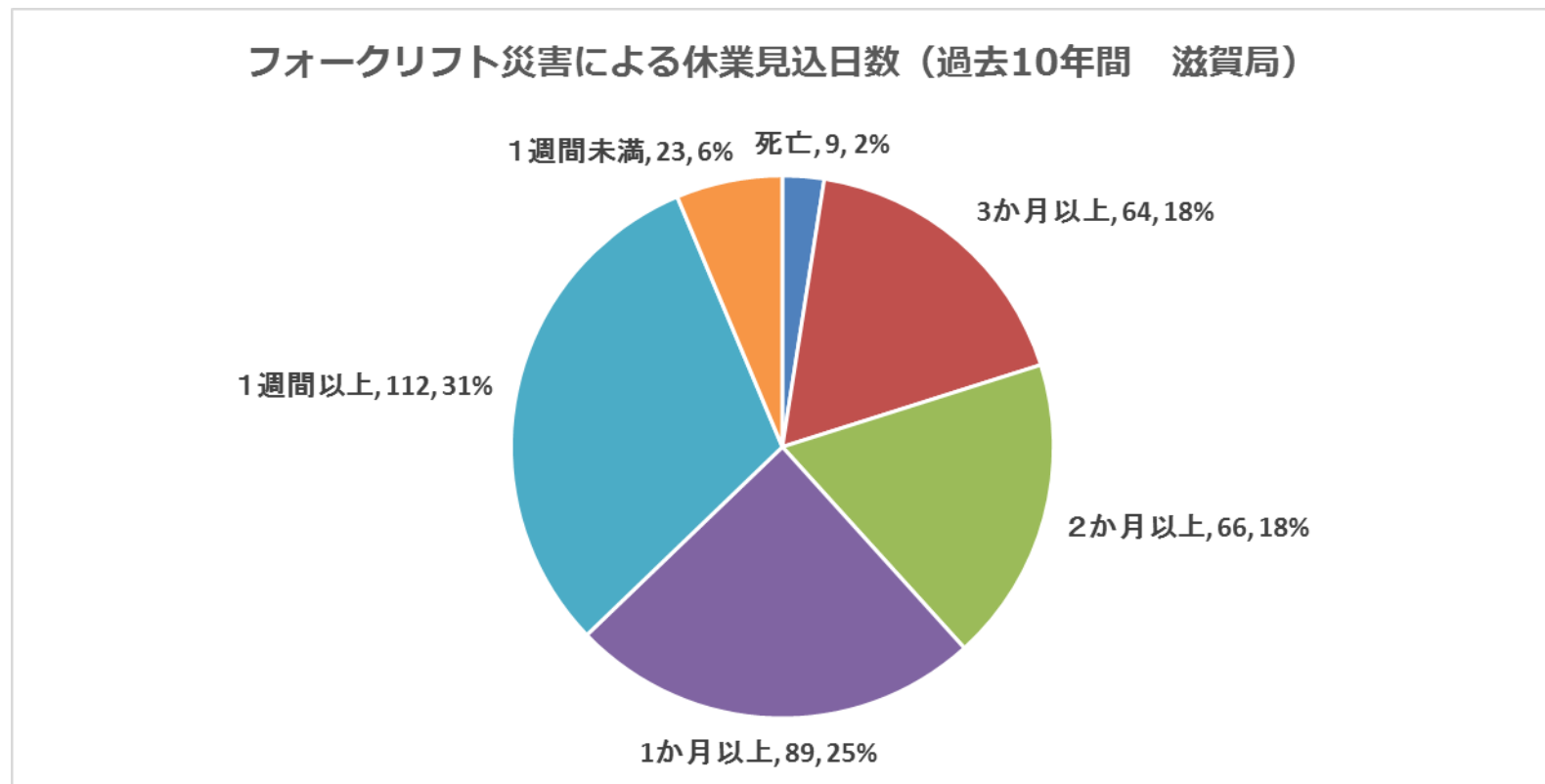
フォークリフトを起因物とする事故の型（令和4年）

全国におけるフォークリフトを起因物とする事故の型は、「はさまれ・巻き込まれ」が最も高い割合になっており、次いで「激突され」となっています。



フォークリフトを起因物とする事故の型（令和4年）

過去10年間（平成25年から令和4年まで）において、滋賀局で発生したフォークリフトを起因物とした労働災害の内、**約6割**が1か月以上の休業となっており、9件の死亡災害が発生しています。



- ◆ フォークリフトに関する法規制

フォークリフトの運転資格

最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転には特別教育の実施が義務付けられています。

フォークリフトについて

フォークリフトは、一般的に「荷物を積み込むフォーク、ラム等とそれを昇降させる機構（マスト）を備えた動力付き荷役・運搬用の機械」と定義されている。

また、安衛則において、
第百五十一条の二 この省令において**車両系荷役運搬機械等**とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 フォークリフト

と示されていることから、法規制を確認する際は、**「車両系荷役運搬機械等」・「フォークリフト」**の規制を確認する必要がある。

フォークリフトの運転とは

フォークリフトの運転（昭和43年1月13日安発第2号）

「フォークリフトの運転」の「運転」とは、道路におけると否とを問わず、フォークリフトの本来の用い方に従って用いることをいい、具体的には**走行及び荷役**をいうこと。

労働安全衛生法・・・安衛法

労働安全衛生法施行令・・・安衛令

労働安全衛生規則・・・安衛則

安全衛生教育

安衛法

第五十九条

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する**安全又は衛生のための特別の教育**を行わなければならない。

安衛則

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

五 最大荷重一トン未満のフォークリフトの運転(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号の道路(以下「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務

第三十八条 事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかななければならない。

フォークリフトの運転資格

最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転には技能講習の修了が義務付けられています。

就業制限

安衛法

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る**技能講習を修了した者**その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(中略。)

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その**資格を証する書面を携帯**していなければならない。

就業制限

安衛令

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十一 **最大荷重**(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が**1トン以上のフォークリフトの運転**(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

事業主が運転する場合

安衛法は一般的に事業者が労働者に行わせる労働に関して、安全衛生の観点から規制を行っていますが、安衛法第61条(就業制限)は、**事業主・労働者を問わず、対象としている**ことから、事業主であっても技能講習を修了せず、最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転を行うことは**できません。**

フォークリフトの運転資格

業務に必要な教育に係る費用は事業者において負担することが、通達で示されています。

教育に係る費用について

賃金と費用負担（昭和47年9月18日基発第602号）

第五九条および第六〇条の安全衛生教育は、労働者がその業務に従事する場合の労働災害の防止をはかるため、事業者の責任において実施されなければならないものであり、したがって、安全衛生教育については所定労働時間内に行なうのを原則とすること。また、**安全衛生教育の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該教育が法定時間外に行なわれた場合には、当然割増賃金が支払われなければならないものであること。**

また、第五九条第三項の特別の教育ないし第六〇条の職長教育を企業外で行なう場合の講習会費、講習旅費等についても、この法律に基づいて行なうものについては、**事業者が負担すべきものであること。**

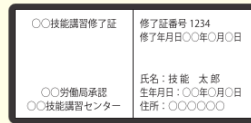

技能講習修了証明書について

各機関から提供されたデータを集中管理し、そのデータの範囲内で修了者が有する技能講習の修了資格を一枚の書面に統合した技能講習修了証明書を発行しています。

技能講習修了証明書 発行のご案内

技能講習修了証明書（以下「修了証明書」といいます）は、登録教育機関ごとに発行する技能講習修了証（以下「修了証」といいます）と同等に、労働安全衛生法第61条第3項に規定する「資格を証する書面」に該当します。（ただし、修了証（原本）は原則として保持が法律により義務付けられています。）
労働災害の防止を図るため、車両系建設機械の運転等一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、この「資格を証する書面」の携帯が、労働安全衛生法で義務づけられています。
詳細については、技能講習修了証明書発行事務局ウェブサイト（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>）を参照してください。
※技能講習修了証明書発行事務局（以下「発行事務局」といいます。）に係る事務は、厚生労働省から委託を受けた富士通株式会社の実施しています。

「修了証（原本）」と「修了証明書（統合カード）」の違いについて

修了証（原本）	修了証明書（統合カード）
技能講習を受講した登録教育機関にて発行されたもの サンプル（修了証は、登録教育機関ごとに異なります。） 	登録教育機関から提供された情報に基づき、発行事務局にて交付する、修了したことを証明するカード サンプル 
<ul style="list-style-type: none">原本なので、原則として保持が法律により義務付けられています。滅失したり、氏名が変更になった場合で、修了証を受けた登録教育機関が、現在も修了証の発行業務を実施している場合にはその登録教育機関での再発行が必要です。	<ul style="list-style-type: none">滅失したり、氏名が変更になった場合で、修了証を発行した登録教育機関が、廃止等の理由により再発行ができない時に、修了証明書が修了証の代わりになります。※発行事務局に転簿が引き渡されている場合に限りです。データベースに登録された範囲内で申請者が有する複数の技能講習の資格を1枚の「修了証明書」にまとめることが可能です。（ただし、修了証の原本は原則として保持が必要です。）修了年月日の項には、交付年月日が記載されている場合があります。



フォークリフトの作業計画

フォークリフトを用いた作業を行う際は予め、作業計画を作成し、運転者に周知する必要があります。

作業計画

安衛則

第百五十一条の三 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第百五十一条の七までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、**当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め**、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

作業計画の作成と計画の周知について

作業計画と周知（昭和53年2月10日基発第78号）

第1項の「車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うとき」の「作業」には、フォークリフト等を用いる貨物の積卸しのほか、**構内の走行**も含むこと。

第1項の「荷の種類及び形状等」の「等」には、荷の重量、荷の有害性等が含まれること。

第2項の「作業の方法」には、作業に要する時間が含まれること。

第3項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが内容が複雑な場合等で**口頭による周知が困難なときは、文書の配布、掲示等によること。**

フォークリフトの作業計画

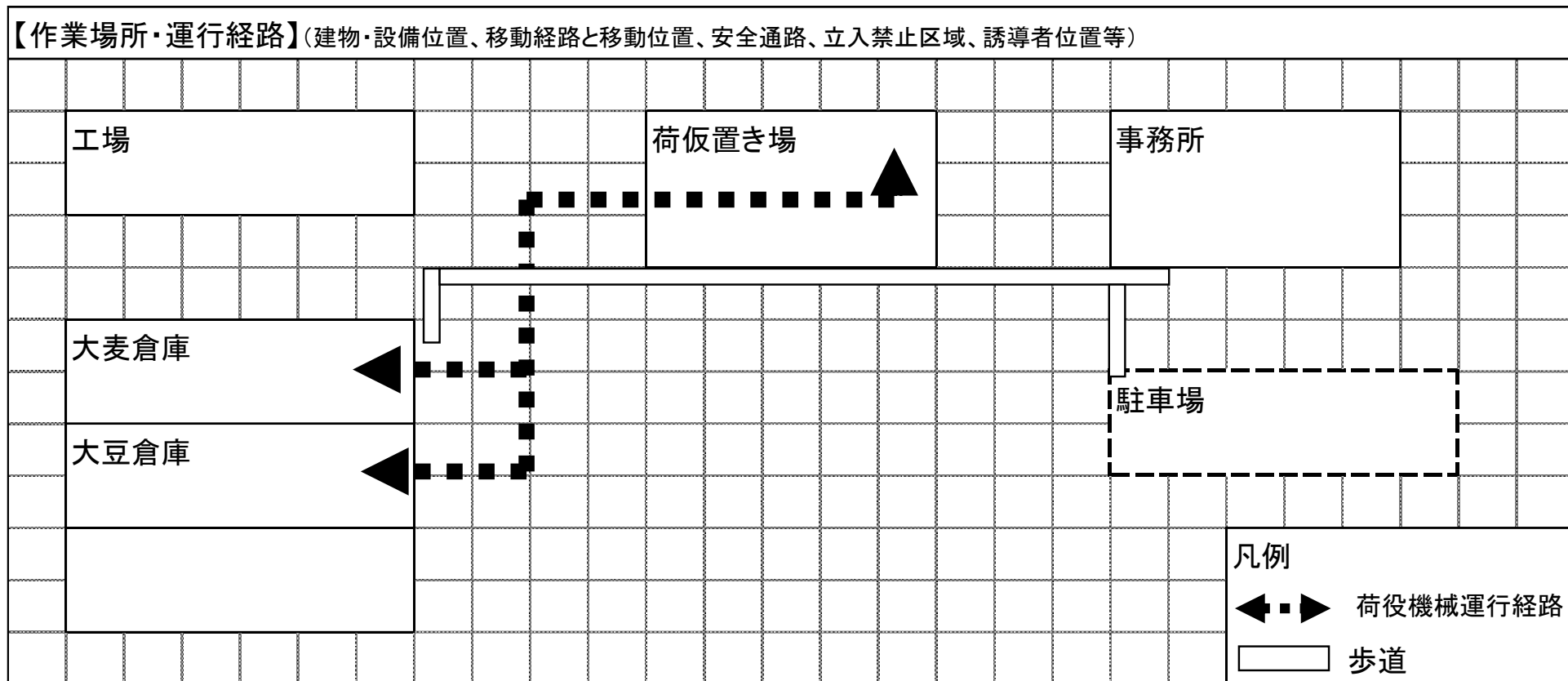
車両系荷役運搬機械作業計画書(記入例)

作業名	原料フレコンバックの運搬・投入		作成日	令和5年7月●日(●曜日)					
計画作成者	労働 太郎		作業日時	□令和 年 月 日 時 分～			<input checked="" type="checkbox"/> 日常作業		
作業指揮者	安全 次郎			令和 年 月 日 時 分					
使用機械	区分	能力(最大荷重等)	台数	荷の種等	品名	形状	個数	1個の重量	備考(有害性等)
	<input checked="" type="checkbox"/> フォークリフト	1.5t	1		大麦	フレコンバック	10	900kg	
	<input type="checkbox"/> ショベルローダー				大豆	フレコンバック	5	700kg	
	<input type="checkbox"/> フォークローダー								
	<input type="checkbox"/> ストラドルキャリア								
	<input type="checkbox"/> 構内運搬車								
	<input type="checkbox"/> 貨物自動車								

作業計画

作業場所の状況	・屋内 (屋外(広大(普通)狭あい))	機械転倒	・無	対策 ガードレールの設置
路面の状況	(舗装)・未舗装 (平地)・傾斜地	危険場所	(有)	
誘導者(カッコ内に氏名)	・無 (有) 衛生 三郎)	共通の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・荷の積載時、偏荷重を生じさせないこと(貨物自動車等の場合はロープを掛ける等措置すること) ・運転席から離れる際は、フォーク等を最降下させ、逸走防止措置を講じること。 ・原則として、乗車席以外に乗らないこと。主たる用途以外の用途に使用しないこと。 	
合図の方法	(手)・笛・旗・無線 ・その他			
作業標準	・有()参照 ・無(以下の作業方法とする) ①フォークリフトのフォークを中央に寄せ、フレコンバック用のアタッチメントを装着。 ②フレコンバックの紐をアタッチメントに掛ける。地切り位置までフォークを上げ、紐の掛かり具合を調整し、地切り。 ③周りのフレコンバックが崩れないか確認しながらフォークリフトを後退。フレコンバックの位置が高い場合は、支障のない位置まで降下。 ④バック走行で工場原料投入口に運搬。			

フォークリフトの作業計画



フォークリフト運転時の規制

フォークリフト運転時には制限速度、荷の積載等の各種の規制が設けられています。

制限速度

安衛則

第五十一条の五 事業者は、車両系荷役運搬機械等(最
高速度が毎時十キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の**適正な制限速度を定め**、それにより作業を行わなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。

接触の防止

安衛則

第五十一条の七 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、**運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。**ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

荷の積載

安衛則

第五十一条の十 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 **偏荷重が生じない**ように積載すること。
(以下略。)

荷の積載について

荷の積載について（昭和53年2月10日基発第78号）

- 1 第一号は、荷を積載したときに荷重が一方に偏り転倒等の災害が発生することを防止する趣旨であること。
- 2 第一号の「偏荷重が生じないように積載する」とは、例えばフォークローダーについては偏った材木のくわえこみをしないようにすること等**荷の積載に際し荷重が不均等にならないようにすること**であるが、コンテナをトラック等に積載するとき内部を点検する等の措置は、必要がないものであること。

フォークリフト運転時の規制

フォークリフトの運転時には離籍時の措置や用途外使用の制限があります。

運転位置から離れる場合の措置

安衛則

第五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一 フォーク、ショベル等の荷役装置を**最低降下位置**に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

運転位置から離れる場合の措置について

措置内容について（昭和53年2月10日基発第78号）

1 第一項第一号の「荷役装置を最低降下位置に置くこと」の「最低降下位置」は、**構造上降下させることができる最低の位置**であること。

2 第一項第二号の「ブレーキを確実にかける等」の「等」には、くさび又はストッパーで止めることが含まれること。

主たる用途以外の使用の制限

安衛則

第五十一条の十四 事業者は、車両系荷役運搬機械等を**荷のつり上げ、労働者の昇降**等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

用途外使用について

1 本条は、墜落のみでなく、はさまれ、まき込まれ等の危険も併せて防止する趣旨であること。

2 ただし書の「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、**フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置**を講じたときをいうこと。

フォークリフトの定期自主検査

フォークリフトの年次検査は特定自主検査として行う必要があります。

定期自主検査（年次）

安衛則

第百五十一条の二十一 事業者は、フォークリフトについては、**一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。**ただし、一年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

（中略。）

2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

定期自主検査項目について

フォークリフトの定期自主検査指針

（平成5年12月20日 自主検査指針公示第15号）

特定自主検査

安衛則

第百五十一条の二十四 フォークリフトに係る特定自主検査は、第百五十一条の二十一に規定する自主検査とする。

（中略。）

- 5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる**検査標章をはり付けなければならない。**

特定自主検査について

定期自主検査については、法令上の資格が定められていません。

しかしながら、定期自主検査のうち、検査に高度な技術を求められる機械については、特定自主検査として**一定の資格を有する労働者又は検査業者名簿に登録された検査業者**により、検査が実施される。

検査実施後のフォークリフトについては、それを証する検査済標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。

フォークリフトの定期自主検査

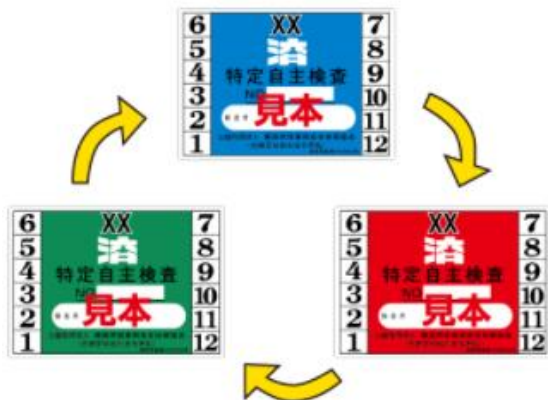
フォークリフトには年次検査のほか、月次検査、作業開始前点検があります。

検査済標章について

登録検査業者による実施



事業場内検査者による実施



公益社団法人建設荷役車両安全技術協会HPより

定期自主検査（月次）

安衛則

第五十一条の二十二 事業者は、フォークリフトについては、**一月を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。**ただし、一月を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

（中略。）

2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

定期自主検査項目について

フォークリフトの定期自主検査指針

（平成8年7月20日 自主検査指針公示第15号）

フォークリフトの定期自主検査

フォークリフトの作業開始前点検の点検項目は以下のとおりとなります。

点検

安衛則

第百五十一条の二十五 事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

作業開始前点検

始動前点検

ヘルメットを着用し、エンジンを切り、水平な場所で行う。

基準値は、メーカー取扱説明書等を確認してください。

点検項目	点検内容
外観	水漏れ・油漏れはないか
	タイヤの空気圧は正常か、亀裂はないか
	バックミラー、方向指示器。灯火類等の破損はないか

作業開始前点検

始動後点検

点検項目	点検内容
原動機	始動性はよいか
	異音がなく排気色は正常か
	燃料はあるか、充電は十分か
荷役装置	荷役装置は正常に作動するか
	油漏れはないか
安全装置	警音器、方向指示器、灯火類等は正常に作動するか

フォークリフトの定期自主検査

年次及び月次の定期自主検査実施後は点検記録を作成し、異常が認められた場合には補修などの必要な措置を行う必要があります。

作業開始前点検

徐行にて点検

フォークを床面から5～10cm上げ、マストを最大に後傾させた状態で行います。

点検項目	点検内容
動力伝動装置	走行に異常はないか
操縦装置	ハンドルの振られ、取られはないか
制動装置	走行ブレーキは利くか
	駐車ブレーキは利くか

定期自主検査の記録

安衛則

第百五十一条の二十三 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを**三年間保存**しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

補修等

安衛則

第百五十一条の二十六 事業者は、第百五十一条の二十一若しくは第百五十一条の二十二の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

フォークリフトに関するその他の規制

条文	内容
第151条の4	作業指揮者 ・複数人で作業を行う場合に指揮者を選任する。
第151条の6	転落等の防止 ・転倒・転落するおそれがある場所では幅員保持・沈下防止等の措置を講じる。
第151条の8	合図 ・誘導者を置く場合は合図を定める。
第151条の9	立入禁止 ・フォークの直下などへの立入禁止
第151条の12	移送 ・移送のために貨物自動車に積載する際は平たん・堅固な場所等で行う。
第151条の13	搭乗の制限 ・運転席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。
第151条の15	修理等 ・修理又はアタッチメント変更時は作業指揮者を定める。
第151条の16～ 第151の18	フォークリフトの構造 ・前照灯、後照灯、ヘッドガード、バックレスト
第151条の19	パレット等 ・積載する荷に応じたパレット等を選ぶ。
第151の20	使用の制限 ・許容荷重を超えて積載してはならない。

- ◆ 第14次労働災害防止推進計画

第14次労働災害防止推進計画

第14次労働災害防止推進計画

滋賀労働局では、安全衛生を取り巻く現状と必要な施策の方向性を踏まえ、7つの項目を重点事項とした第14次労働災害防止推進計画の策定を行いました。

計画期間

令和5年度から令和9年までの5か年

計画の目標

「ゼロ災滋賀」を合言葉に、滋賀労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が一体となり、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、**重点事項ごとの具体的取組**等を通じて、**アウトプット指標及びアウトカム指標**の達成を目指す。

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標

計画の重点事項の取組の成果として、本計画の進捗状況を把握するための指標とするもの。

→ **具体的な行政活動を実際どのくらい行うかの目標**

アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項で、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標とするもの。

→ **具体的な成果につながったのか確認するための指標**

業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

アウトプット指標（令和5年まで）

機械による「**はさまれ・巻き込まれ**」**防止対策**に取り組む事業場を**60%以上**

アウトカム指標（令和5年まで）

機械による「**はさまれ・巻き込まれ**」の**死傷者数**を2022年と比較して**5%以上減少**

事業者に取り組んでもらいたいこと

- 製造時の残留リスク情報の使用者への確実な提供
- 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上
- リスクアセスメントの実施結果に基づき合理的な代替措置による安全対策を推進

* 国は、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用要件を検討



ゼロ災滋賀ロゴマーク

- ◆ 最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では
ゼロ災滋賀ロゴマーク
を制定し、事業場での使用を奨励しています。
また、滋賀労働局のHPにおいて公開しているので、事業場内の啓発にご利用ください。



滋賀労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_00002.html

